

長野県地方薬事審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長野県地方薬事審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、長野県附属機関条例（令和2年長野県条例第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(会議の開催)

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、知事の諮問があったとき、又は会長が必要と認めたときに開催する。

(招集の通知)

第3条 会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合を除き、7日前までに、附議事項、日時及び場所を委員に通知するものとする。

(会議の欠席通知)

第4条 委員は、病気その他の理由により、会議に出席することができないときは、その旨を会長に通知しなければならない。

(議事の運営)

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(発言の許可)

第6条 委員は、会議において発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

(委員以外の者の意見等の聴取)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者から説明又は意見を聴くことができる。

(小委員会)

第8条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について調査を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

(議事録の作成)

第9条 審議会の議事については、議事録を作成するものとする。

(議決事項の処理)

第10条 会長は、審議会が知事の諮問事項について議決したときは、答申書を知事に送付しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月17日から施行する。